

令和7年4月

保護者各位

京都市立鏡山小学校

校長 東 智子

## 「就学援助」及び「総合育成支援教育就学奨励費」制度のお知らせ

京都市では、お子さんが市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

※ 令和7年度より、多子加算ができる子の年齢が18歳未満から22歳未満に上がります。昨年度、不認定となった方も加算の要件に該当すれば認定できる場合がありますので、該当する方は学校にお申し出ください。

※ 新1年生で入学前に申込みをされた方は、再度申し込む必要はありません。

※ 様々なご事情により家計が急変する等、経済的な理由でお困りの場合は、収入状況の悪化がわかるものをご提出いただくこと等により認定できる場合がある臨時措置を設けています。まずは、学校にご相談ください。また、育成学級に在籍しているお子さんのご家庭や、普通学級に在籍し、総合支援学校に通う程度の障害があるお子さんのご家庭に対し、学用品費等の一部を補助する総合育成支援教育就学奨励費制度も設けています。申込みの手続きやご相談・ご質問がある方は学校までお申し出ください。